

## 山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、『山口宇部空港一下関駅』間の空港連絡バス（以下「空港連絡バス」という。）に代わり空港と下関エリアとのアクセス機能を担う交通事業者に対し、山口宇部空港利用促進振興会（以下「振興会」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金を受けることができる事業は、『山口宇部空港一下関駅』間の空港連絡バスの代替として運行する乗合タクシーで、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 山口宇部空港羽田便の発着に合わせて、定時・定路線で毎日運行するもの。
- (2) 以下の地域を經由し、各エリアに最低1か所以上の停留所を設けるもの。

#### 《主な経由地》

山口宇部空港⇔「小月エリア」⇔「長府エリア」⇔「唐戸エリア」⇔下関駅

- (3) 使用する車両のサイズは原則ジャンボタクシー（定員8名）以上とし、各便の乗車人数に応じて更に大型の車両を使用するなど、旅客を確実に輸送することが可能と認められるもの。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った対応を行うもの。
- (5) 下関市地域公共交通会議設置要綱に基づく下関市地域公共交通会議及び宇部市公共交通協議会設置要綱に基づく宇部市公共交通協議会（以下「交通会議等」という。）の承認等を得た上で、国から運行を認められて実施するもの。

### (補助対象事業者の選定)

第3条 この要綱による補助金の対象となる事業者は、山口宇部空港二次交通対策事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会で選定することとする。

### (補助対象者の資格)

第4条 前条に規定するプロポーザルに参加することができる者は、参加表明書の提出日に次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされて

いる者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）でないこと。

（4）山口県の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であること、又は以下の条件すべてを満たす者であること。

① 日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。

② 法人の場合は設立日から（個人事業者の場合は開業日から）申請日までの期間が1年以上経過していること（ただし、承継を受けている場合を除く。）

（5）参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者でないこと。

（6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（7）その他、補助対象事業の実施に必要な法令上の許可を得ていること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業者の運行支援費（1往復の運行に必要な経費から運賃収入を差引いた額）とし、予算の範囲内で別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は令和4年4月1日から令和5年3月12日までの運行を対象とし、予算が上限に達した場合、本補助金は終了するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施した月の翌月10日までに、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、振興会に提出しなければならない。

（1）乗合タクシー運行実績報告書（別記第2号様式）

（2）その他、振興会が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 振興会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 振興会は、交付の趣旨に沿うよう必要があるときは、補助金の交付決定に際し、指示又は条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、山口宇部空港二次交通対策事業補助金請求書（別記第4号様式）により、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

(補助の取消し等)

第9条 振興会は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の実施方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 第4条に規定する補助対象者の資格を欠いたとき。
- (4) 第7条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、返還の方法及び期限を定め、山口宇部空港二次交通対策事業補助金返還命令書(別記第6号様式)により返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 前条の返還命令書を受けた補助対象事業者は、返還期限までに返還できないときは、当該未返還の金額に返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該返還期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を当該補助事業が完了する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

山口宇部空港二次交通対策事業補助金（運行支援費）交付申請書

令和 年 月 日

山口宇部空港利用促進振興会

会長 山本 謙 様

(申請者) 住 所  
企業(団体)名  
代表者名  
電話番号

令和 年 月分の乗合タクシーの運行について、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 乗合タクシー運行実績報告書(別記第2号様式)
- (2) その他、振興会が必要と認める書類

別記第2号様式(第6条関係)

乗合タクシー運行実績報告書

令和 年 月 日

山口宇部空港利用促進振興会

会長 山本 謙 様

(申請者) 住 所  
企業(団体)名  
代表者名  
電話番号

令和 年 月分の乗合タクシーの運行について、下記のとおり報告します。

記

- 1 運行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 運行回数 ①車両別往復数  
マイクロバス： \_\_\_\_\_ 往復 ジャンボタクシー： \_\_\_\_\_ 往復  
小型タクシー： \_\_\_\_\_ 往復 合計： \_\_\_\_\_ 往復  
②行き先別便数  
空港行： \_\_\_\_\_ 便 下関駅行： \_\_\_\_\_ 便 合計： \_\_\_\_\_ 便
- 3 利用人数 空港行： \_\_\_\_\_ 人 下関駅行： \_\_\_\_\_ 人 合計： \_\_\_\_\_ 人
- 4 運行経費 \_\_\_\_\_ 円(内補助対象 \_\_\_\_\_ 円)
- 5 運賃収入 \_\_\_\_\_ 円(内補助対象 \_\_\_\_\_ 円)
- 6 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

<注意事項>

各運行日における配車と使用車両、便別の乗客数及び運賃収入並びに補助金額等が分かる資料を添付すること。あわせて同資料を電子データで提出すること。

別記第3号様式(第7条関係)

山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

山口宇部空港利用促進振興会  
会長 山本 謙

令和 年 月 日付けで申請のあった山口宇部空港二次交通対策事業補助金の交付申請書について、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費区分 運行支援費（令和 年 月運行分）
- 2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第4号様式(第8条関係)

山口宇部空港二次交通対策事業補助金請求書

令和 年 月 日

山口宇部空港利用促進振興会

会長 山本 謙 様

(申請者) 住 所  
企業(団体)名  
代表者名  
電話番号

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった山口宇部空港二次交通対策事業補助金について、山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象経費区分 運行支援費(令和 年 月運行分)

2 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	支店
預金の種類 口座番号	1 普通預金 No. _____	2 当座預金
口座名義人 (カタカナ)	( )	

別記第5号様式(第9条関係)

山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日

様

山口宇部空港利用促進振興会  
会長 山本 謙

山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付決定額	金 円
3 取消理由	



別記第6号様式(第9条関係)

山口宇部空港二次交通対策事業補助金返還命令書

令和 年 月 日

様

山口宇部空港利用促進振興会  
会長 山本 謙

山口宇部空港二次交通対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じますので、期限までに必ず返還してください。

記

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付年月日	年 月 日
3 既交付金額	金 円
4 返還命令額	金 円
5 返還期限	年 月 日
6 返還の方法	
7 返還を命ずる理由	

別表（第5条関係）

補助対象 経費区分	補助率	車両区分	補助限度額	補助条件等
運 行 支援費	10/10 以内	ジャンボタク シー、マイク ロバス等	運行1往復あたり 22,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振興会が補助限度額内で1往復の運行に必要と認めた経費（高速道路料金を含む。）から運賃収入を差引いた額を運行支援費とすること</li> <li>○運行支援の対象となるのは、羽田線の発着に応じ運行するものに限ること</li> <li>○乗車人員が1台目の定員を上回る場合は、2台目以降についても運行支援の対象となること</li> <li>○乗車人員が定員以下の場合でも、2台以上運行することが妥当と振興会が認める場合は、運行支援の対象とできること</li> <li>○2台目以降の運行についてもジャンボタクシー以上の車両の使用を原則とするが、振興会がやむを得ないと認める場合は、小型タクシーによる運行も支援対象とすることができること</li> <li>○補助対象事業者の都合により片道が回送となる場合の運行支援費は、既定額の1/2となること。ただし振興会がやむを得ないと認める場合は、回送便についても既定額を適用することができること。</li> </ul>
		小型タクシー （ジャンボタ クシー等の乗 車定員を超え た場合の2台 目以降の運行 に限る。詳細 は補助条件等 参照。）	運行1往復あたり 11,000円以内	